

平成21年 第2回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

5番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

おはようございます。5番、小田でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今日の社会における国際化やITによる情報化の進展に伴い、いろいろな課題が発生いたしております。住民の皆様方におかれましては、このような事柄に対処するためには、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習の機会が求められていると思います。そのことを踏まえまして質問をさせていただきます。

まず、件名、社会教育施設の現状について。その要旨につきましては、1つ目に、社会教育施設である公民館、いわゆる本館である中央公民館、それから分館と言われる東公民館、山鹿公民館のそれぞれの利用実態について。それから、2つ目に、町民会館の申し込み並びに使用許可について。3つ目といたしまして、中央公民館の管理実態について。

以上、3点につきお尋ねすることで1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは、社会教育施設の現状について、1点目であります社会教育施設である公民館、本館及び分館のそれぞれの利用実態、稼働率についてお答えいたします。

公民館の稼働率につきましては、平成20年度分で報告させていただきます。

なお、中央公民館につきましては、仮庁舎改修工事のため閉館中でございますので、調理室の稼働率のみとなります。

まず、東公民館では、集会室70.1%、学習室77.6%、和室45.1%、調理室6.2%です。次に、山鹿公民館では、集会室71.6%、学習室73.9%、和室48.0%、調理室8.2%です。中央公民館の調理室は35.1%です。

2点目、次に、町民会館使用申し込み並びに使用の許可についてご説明いたします。

町民会館の使用の申し込みにつきましては、芦屋町公民館及び芦屋町町民会館の使用に関する内規により、使用の3カ月前から受け付け、県外も参加する文化事業は6カ月前から受け付けとなっております。使用の許可は、使用しようとする日の1カ月前に決定するように内規ではなっております。

続きまして、中央公民館の管理実態についてでございますが、中央公民館は平成19年8月から仮庁舎改修工事のため閉館し、現在は調理室と図書館だけをあけております。このため、管理については臨時職員を雇用して図書館開館業務にあわせて対応いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

まず、1点目の公民館の利用実態について、るるご答弁いただきましたけれども、特に山鹿公民館につきましては、学習室で74.9%ということで、これが高いか低いかという評価は、またそれぞれだろうと思いますが、いずれにいたしましても、公民館はご承知のとおり社会教育施設ということで、社会教育法に基づいて設置されているものでございまして、住民の皆様方があらゆる機会をとらえて学習、あるいは交流する場としての利用ができるような運営が望まれているわけでございます。

したがいまして、芦屋町公民館設置及び管理条例施行規則、この第2条におきまして、中央公民館、東公民館の休館日が月曜日となっております。

一方、山鹿公民館につきましては、毎週日曜日が休館日というふうに定められているわけですが、山鹿公民館だけなぜ日曜日が休館なのか、そのところをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

公民館の本来の目的というのは、今議員さんがおっしゃったとおりと私も思っております。では、なぜ山鹿公民館だけが日曜休館なのかという、この経緯についてご説明させていただきます。

実は、平成16年度までは本館及び分館の3館とも休館は年末年始のみで、基本的に定期的な休館はありませんでした。しかし、行政改革ということで経費節減や他町との状況をかんがみ、平成17年度より中央公民館、東公民館を月曜休館、山鹿公民館をその時点で日曜休館と決めました。

山鹿公民館だけを日曜休館といたしました理由は、当時は山鹿公民館内に留守家庭がございました。このため月曜を休館することはできませんでした。また、3館とも同一の休館日ではないほうがよいのではという考えもございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

今、説明いただきましたけれども、その一つの中で、留守家庭の併用という実態があったということですが、現在は留守家庭は新たな施設がつけられ、そこで運営されております。この留守家庭の建物ができましたのはいつで、何年経過しておるかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

留守家庭がそばに新築移転いたしましたのは平成18年度からでございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

平成18年に留守家庭が新たに建物ができて、そこで今現在運営されているわけですので、山鹿公民館につきましては、先ほども申しましたように、住民の皆さん方があらゆる機会にいつでも学習できるような状態の運営が一番望ましいんじゃないかというようなことから、いずれにいたしましても、学校系以外の場所で主として成人の皆さん方が学習しやすい日、これは成人の皆さん方につきましては、勤めだとか、家庭だとか、いろんな背景があるわけですので、ぜひこれは日曜日の閉館ではなくて日曜日に開館していただいて、中央公民館、あるいは東公民館と同様に月曜日閉館というような形が一番望ましいと思います。

したがって、この施行規則の第2条のただし書きにおいて、教育長が特に必要があると認めるときにつきましては、これを変更できるというような条文もございますし、中央公民館も来年6月までは閉館というような背景もございますので、利用頻度もふえるんじゃないかなということから、ぜひ山鹿公民館の休館日については早急に見直しをしていただきたいと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

今議員さんがおっしゃられたとおり、来年度中央公民館のリニューアルを機に公民館全体の条例や規則を見直す考えを持っております。山鹿公民館の休館日についてもあわせてぜひ検討したいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

そういうことで、ぜひ早急に見直ししていただきますように要望いたしておきます。

続きまして、要旨2の町民会館の使用申し込み並びに使用許可についてということで、通常であれば使用する日の3カ月前から受け付け、芦屋町以外のところからのいろんなイベントの参加者が多数お見えになる場合は6カ月前から受け付けをするというふうになっておりますし、許可については使用する日の1カ月前からというふうに先ほどご答弁いただきましたが、昭和59年5月1日から施行されております芦屋町の公民館及び町民会館の使用に関する内規によりますと、先ほど答弁いただきましたように、使用申し込みは使用する日の3カ月前から受け付け、また許可については使用しようとする前の1カ月目に決定すると定めてありますが、町民会館におきましては、住民の皆さん方が文化活動やいろんな講演会、各種研修会やイベント等を企画されても、このような日数的な問題が背景にあるために、常にそういうものが妨げになっているという住民の皆さん方の意見が非常に多ございます。このことについて、委員会としてはどのように考えてあるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

3カ月、6カ月前の受け付けで、実際1カ月前に決定するというところだと、そこが一番問題じゃないかなと思うんですけど、じゃあなぜ1カ月前なのかと、今までこのようにしていたのかと申しますと、公職選挙というか、選挙のときの開票作業が現在町民会館を使用しております。衆議院など解散した場合は40日以内に選挙しなければなりませんけど、そのような緊急事態を考えるとこの1カ月前というのが設定されました。ただ、通常はこれは内規でございますので、臨機応変には対応しているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

講演会、研修会、こういうものを催しする場合は、例えば中央あたりから講師の派遣をお願いするとか、あるいはそういうイベント等のPR、パンフレット、ポスター、こういうもので相当な日数が必要ではないかなということがあられるわけです。そういう背景もありますので、3カ月、1カ月というようなことでは、とてもイベントが開催できるような状況ではないと思います。

したがって、この受け付け、日数、それから許可日数、こういうものにつきましても、で

きるだけ早急に検討協議をしていただきまして、見直しをぜひしていただきますようお願いをしておきます。

続きまして、3点目に移らせていただきますが、中央公民館の管理実態につきまして、管理条例第4条におきましては、本館、いわゆる中央公民館に館長、主事、その他の職員を置くがありますが、特に館長についての現在の実態といたしますか、これについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

館長についてでございますけど、現在は教育委員会に机を置いております。なぜなら、中央公民館は平成19年7月までは通常の業務を行っており、当然公民館事務室も中央公民館内にごさいました。しかし、8月からは閉館いたしまして仮庁舎として使用するための工事を行い、20年1月からは図書館、調理室以外はすべて仮庁舎として機能させてまいりました。したがって、本来公民館に館長及び職員を置くべきところではございますが、現在は教育委員会事務局に場所を変えて館長が職務に従事している現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

仮庁舎で中央公民館を利用したり、今年の7月からは工事に入るというような背景の中で、館長さんにおかれましては教育委員会事務局におられるということでございますが、現在の館長さん以前の館長さんの実態はいかがでしたでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

当然閉館前は1階に公民館事務室を設けまして、そこで公民館長としての仕事をしておりました。現在は、先ほどと重複する回答になりますけど、教育委員会で館長としての仕事をしてもらっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

館長は、公民館を代表し、各種の事業を企画し、必要な事務を統括するという重要な役割があ

ろうと思います。また、公民館を社会教育施設として有効に活用するためにも、館長は現場に常駐されることが必要ではないかなと思われま。で、私の知る限りでは、今まで館長さんは教育委員会におられました。現在の館長さんの以前の館長さんも教育委員会にデスクがあったと思います。で、現在の館長さんにつきましても、7月からはリニューアルのため、閉館ということでございますけれども、庁舎も1月には開庁されておりますので、この半年間は教育委員会におられたわけです。そういう実態というのは、これは好ましいことではないんじゃないかと。先ほど申し上げましたように、館長さんの役割というのは非常に重要なことだろうと思われま。また、いろんな施設の利用とか、あるいはイベント、社会教育の事業を考えたときに、わざわざ庁舎の3階の教育委員会に相談に行かれる町民の皆さん方はおられないと思われま。

したがいまして、館長さんはやはり現場におられるのが一番住民の皆様方にとっても相談しやすいだろうし、そういう姿が一番望ましいと思われま。ので、ぜひ来年新しく中央公民館がリニューアルオープンするときには、館長さんの配置につきましては十分なお配慮をしていただきま。すようにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。